

佐野市生活路線バス運行事業者募集要領

この要領は、佐野市（以下「市」という。）が「佐野市生活路線バス」の運行主体となる交通事業者（以下「事業者」という。）を募集するにあたり、当該事業の概要及び参加資格、選定方法等を公表し、必要な事項を定めるものである。

1 事業概要

(1) 事業名

佐野市生活路線バス運行事業

(2) 事業目的

道路運送法第4条第1号に基づき「佐野市生活路線バス」を運行し、高齢者の日常生活や学生の通学時の移動手段を確保することを事業の目的とする。

(3) 対象路線

佐野市生活路線バスは以下の路線とする。

田沼葛生線、植下高萩線、運動公園循環線、犬伏線、秋山線、仙波会沢線、野上線、飛駒線、足利線、赤見線、フルーツ吾妻線

(4) 事業内容

別紙「佐野市生活路線バス運行事業共通仕様書」、「佐野市生活路線バス運行事業特記仕様書①」及び「佐野市生活路線バス運行事業特記仕様書②」を参照のこと。

(5) 求める事業者

利用者の移動特性にあった公共交通サービスの維持・確保の実現や持続可能な公共交通ネットワーク構築に向け、市及び他の交通事業者間の連携が可能であり、積極的な提案やサービス提供により、市が抱える様々な課題をともに解決できる事業者を求める。

(6) 事業期間

選定された運行事業者は市と協定を締結し、協定の締結の日から令和7年3月31日までを事業期間とし、運行開始予定日は、令和2年4月1日とする。協定は特別な事情がない限り、解約できないものとする。ただし、運行事業者が協定締結後に本募集要領に定める応募資格要件を満たしていないことが明らかになった場合、運行上危険とされる場合及び不誠実な対応があった場合はこの限りではない。

(7) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(8) 募集路線及び事業限度額

募集路線及び事業限度額は次のとおりである。また、事業への応募にあたっては複数ブロックへの応募も可能とする。なお、事業限度額には、消費税は含めず、令和3年度から令和6年度における各ブロックの事業限度額についても同額とし、以下の経費を含めないものとする。

①本募集要領1(9)のデマンド交通予約センター（以下「予約センター」という。）の運営に必要な経費

②事業計画の変更、燃料費の高騰、予備車両に係る費用、当初想定していなかった修繕、故障など、事業者の責に帰さない理由による運行経費や車両の故障を未然に防ぐための修繕を行う場合の運行経費（以下「緊急時の支出」という。）

【各ブロックの令和2年度事業限度額】

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 【ブロック1】 田沼葛生線・植下高萩線・運動公園循環線・犬伏線 | 97,784 千円 |
| 【ブロック2】 秋山線・仙波会沢線 | 24,588 千円 |
| 【ブロック3】 野上線・飛駒線・足利線 | 35,625 千円 |
| 【ブロック4】 赤見線 | 10,340 千円 |
| 【ブロック5】 フルーツ吾妻線 | 9,382 千円 |

(9) 予約センターの設置運営

ブロック2、3、4、5の事業者は、市及び事業者間で協議のうえ、共通の予約センターを設置し、運営するものとする。配車システムを導入するものとし、機種は任意とする。予約センター運営に必要な経費はシステム料、通信料、土地・建物使用料、光熱水費、人件費等とし、事業費の上限額は16,938千円とする。

(10) 市補助金

市からの補助金は、実際にその年度（4月1日から3月31日）に要した運行経費（利潤を含む）から運賃収入、国補助金及びその他収入を差し引いた運行損失の金額とする。また、予約センター運営に必要な経費及び緊急時の支出についても運行経費に含めるものとし、市補助金交付の対象とする。

※市補助金の定義

(1) 運行経費

運行に必要な経費の総額（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、減価償却費又は自動車リース料、自動車関係諸税、保険料、法定点検費、その他一般管理費、利潤、予約センター運営に必要な経費、緊急時の支出等） ※消費税を除く。

(2) 運賃収入

(3) 国補助金

国補助金の総額（地域公共交通確保維持改善事業国庫補助金等）

(4) その他収入

広告収入等の運賃収入以外の収入の総額 ※広告収入の取扱いについては佐野市生活路線バス運行事業共通仕様書を参照のこと。

(5) 運行損失

運行経費 - 運賃収入 - 国補助金 - その他収入



2 事業者の応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法第199条の規定による更生計画の認可の決定又は民事再生法第174条の規定による再生計画の認可の決定がなされている場合を除く。）でないこと。
- (3) 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第6条に規定する密接関係者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147

号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

- (6) 社会保険等加入義務者（健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金法（昭和29年法律第115号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく保険（以下これらを「社会保険等」という。）への加入が義務付けられている者をいう。）が社会保険等に参加していること。
- (7) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (8) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者であり、かつ現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者、又は、運行開始日の前日までに確実に同許可を有する見込みがある者。
- (9) 法人、個人は問わないが、佐野市内に営業所を有し、かつ市内に運行車両及び予備車両を保管する場所を有している者（事務所及び運転者の休憩所含む）又は運行開始日までに確実に有する見込みがある者。

3 参加表明書の作成様式及び問合せ先

- (1) 本事業へ応募する者は、次の書類を提出するものとする。公的機関が発行する証明書など、自ら作成できない書類については、正本のみ原本とし、副本には写しを添付すること。（各証明書については、発行日から3か月以内のものを提出すること。）提出書類に関しては返却しない。

① 佐野市生活路線バス運行事業者選定参加表明書（様式1）

② 参加資格要件確認表（様式2）

- ・ 道路運送法第4条第1項の規定に基づく許可証等の写し
（一般旅客自動車運送 事業許可（乗合・貸切・乗用）の写し）
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業許可を受けていない者は、取得に向けた申請及び許可スケジュール表（書式は任意とする）
- ・ 国税及び地方税の未納がないことの証明書（直近1年のもの）
税務署が発行する納税証明書 法人にあつては「その3の3」、
個人にあつては「その3の2」
県が発行する県税に未納がないこと（全項目）の証明
市が発行する納税証明書（市税に未納がないことの証明）
- ・ 社会保険等への加入状況を証明できるもの
直近の社会保険料（厚生年金保険料及び健康保険料等）の領収証書又は、
領収済額通知書の写し
- ・ 商業登記事項証明書又は代表者の身分証明書
法人にあつては、法務局が発行する、履歴事項証明書
個人にあつては、本籍地のある市町村が発行する代表者の身分証明書
- ・ 営業所、及び車庫（事務所及び運転者の休憩所含む）の位置を示す書類。取得予定の場合は、その位置を示す書類。

③企業概要調書（様式3）

法人にあつては、直近1年分の事業年度における貸借対照表、損益計算書、一般旅客自動車運送事業事業報告書（第1号第2表）「一般旅客自動車運送事業損益明細表」、個人にあつては、平成30年分の確定申告書及び決算書又は収支内訳書の写しを添付すること。

④暴力団等の排除に関する誓約書（様式4）

(2)参加表明書及び募集要領、仕様書に関する質問の受付期間、受付方法、受付場所及び回答方法

①受付期間

令和元年7月9日（火）から令和元年7月12日（金）午後5時まで

②受付方法

「参加表明書及び募集要領、仕様書に関する質問書」（様式5）をメールに添付して提出すること。質問書以外の問合せは受け付けない。また、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

③参加表明書に関する質問送付先

メールアドレス：koutuseikatsu@city.sano.lg.jp

④回答方法

令和元年7月18日（木）午後5時までに市ホームページに掲載する。なお、質問に対して個別回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

（アドレス <http://www.city.sano.lg.jp/>）

4 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1)提出期限

令和元年7月22日（月）午後5時まで（必着）

(2)提出場所

〒327-8501 佐野市高砂町1番地 佐野市市民生活部交通生活課公共交通係

(3)提出方法

持参又は郵送（郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可。）とする。持参による場合は、佐野市の休日を定める条例（平成17年佐野市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

(4)提出部数

参加表明書の提出部数は、正1部、副10部とする。

5 本事業への参加表明書の審査に関する事項

参加表明書の審査は、佐野市生活路線バス運行事業者審査委員会（以下「委員会」という。）において、応募資格を満たすものであるかを審査し、その結果を次のとおり通知する。

(1)審査を行った結果を応募資格審査結果通知書（様式6）により通知する。

(2) 本事業への応募資格要件を満たさなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に書面により市長に対して説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

①受付場所

〒327-8501 佐野市高砂町1番地 佐野市市民生活部交通生活課公共交通係

②受付時間

午前8時30分から午後5時まで（休日を除く）

(3) 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に書面により行う。

6 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

令和元年8月15日（木）午後5時必着とする。提案書提出後の記載内容変更及び追加資料の提出や見積金額の変更は認めない。複数のブロックに応募する場合、提案書はブロック別ではなく、10の(2)①運行に関する基本的事項の審査、②応募理由、③乗務員の安定確保、④運行の安全性、⑤利用者の利便性は共通とし、⑥コストに関してはブロック別に見積書を作成すること。

(2) 提出場所

〒327-8501 佐野市高砂町1番地 佐野市市民生活部交通生活課
電話 0283-20-3014

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可。）とする。持参による場合は、休日を除く、午前8時30分から午後5時までに提出するものとする。なお、一度提出した書類の返却、差替えには一切応じない。

(4) 提出部数

提案書の提出部数は、正1部、副10部とする。

(5) 留意事項

提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては、複製するものとする。

(6) 提案書の内容に関する疑義

提案書の内容に疑義がある場合、その内容について確認する場合がある。

7 提案書に関する質問の受付期間、受付方法、受付場所及び回答方法

(1) 受付期間

令和元年7月29日（月）から令和元年8月5日（月）午後5時まで

(2) 受付方法

「提案書に関する質問書」（様式7）を持参又はメールに添付して提出すること。持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。質問書以外の

問合せは受け付けない。また、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(3) 受付場所

〒327-8501 佐野市高砂町1番地 佐野市市民生活部交通生活課

電話 0283-20-3014 メールアドレス：koutuseikatsu@city.sano.lg.jp

(4) 回答方法

令和元年8月8日(木)午後5時までに市ホームページに掲載する。なお、質問に対して個別回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

8 提案書の審査方法

提案書の審査は、委員会において、運行に関する基本的事項及び提案項目に対して提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を実施する。

(1) 運行に関する基本的事項及び提案項目、配点

配点は次のとおりとし、100点を満点とする。

| 運行に関する基本的事項 | 運行に関する基本的事項詳細 | 配点 | 小計 |
|------------------------|----------------|----|----|
| 運行に関する基本的事項 (様式9-2) | ・運行準備計画 | 4 | 10 |
| | ・旅客運送事業の実績 | 2 | |
| | ・国土交通省による処分の状況 | 2 | |
| | ・重大事故の発生の状況 | 2 | |

| 提案項目 | 提案項目詳細 | 配点 | 小計 |
|------------------------|----------------------|----|----|
| 応募理由 (様式9-3) | ・応募理由 | 5 | 10 |
| | ・本事業の運営方針及びまちづくりへの意欲 | 5 | |
| 乗務員の安定確保 (様式9-4) | ・乗務員の安定確保に向けた取組 | 5 | 5 |
| 運行の安全性 (様式9-5) | ・安全教育訓練体制 | 5 | 15 |
| | ・提案者独自で実施している安全安心の取組 | 5 | |
| | ・実際の事故発生時の対応 | 5 | |
| 利用者の利便性 (様式9-6) | ・接遇教育体制及び苦情処理体制 | 5 | 30 |
| | ・運行状況の周知 | 5 | |
| | ・利用促進策及び収益拡大策の提案 | 5 | |
| | ・車両設備及び車両機器の充実 | 5 | |
| | ・他の公共交通機関との連携に関する取組 | 5 | |
| | ・その他利便性向上に繋がる独自の取組 | 5 | |
| コスト (様式9-7、様式9-8) | ・見積額及び積算内訳の妥当性 | 20 | 20 |
| プレゼンテーション 及びヒアリング審査 | ・誠実に取り組もうとする姿勢・熱意 | 5 | 10 |
| | ・提案書との整合性 | 5 | |

(2) 各項目の得点

審査委員会は、運行に関する基本的事項の審査は提案書により行う。提案項目に対しては提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングにより評価を行い、採点する。コストに関する得点は5年間の運行経費の平均値(様式9-8)を用い、以下のとおり各ブロック単位で算出する。

$$\text{コストに関する得点} = \text{「20点」} \times \text{「最低見積金額」} / \text{「提案者の見積金額」}$$

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

提案項目に関し、審査を行うため、提案者ごとにプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。実施条件や開催日時・場所等については、5(1)の通知により連絡する。

- ① プレゼンテーションは15分以内、ヒアリング審査は10分以内とする。
- ② プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開とする。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリング審査の参加者は3名までとし、プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員報告書(様式8)により参加者の役職及び氏名を提案書提出時に届け出ること。参加者は応募事業者に日常的に勤務する社員とし、コンサルタント等の参加は認めない。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリング審査は提出した提案書及び補足資料により行うものとする。電子機器を利用して行うことは認めない。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリング審査は実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料の持ち込みや提出は認めない。
- ⑥ プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

9 運行事業者の選定方法

評価項目による評価の結果、各ブロックの最高得点者を運行事業者とする。各者の評価点数は、各委員の点数を合算し、平均した点数とする。最高得点者が複数の場合(同点の場合)は、審査委員会で協議のうえ選定するものとする。なお、提案者が1者のみの場合については、最低基準点を満たした場合に運行事業者とする。最低基準点は委員会で定める。

10 提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問合せ先

(1) 提案書作成上の基本事項

本運行事業における具体的な取組や事業実施にあたっての考え方について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本募集要領において記載された事項以外の内容を含む提案書については、無効とする場合があるので注意すること。

(2) 運行に関する基本的事項及び提案項目

① 運行に関する基本的事項

- ②応募理由
- ③乗務員の安定確保
- ④運行の安全性
- ⑤利用者の利便性
- ⑥コスト

(3) 提案書の作成様式

- ①佐野市生活路線バス運行事業に関する提案書（様式9-1）
- ②運行に関する基本的事項調書（様式9-2）
- ③応募理由書（様式9-3）
- ④乗務員の安定確保に関する提案書（様式9-4）
- ⑤運行の安全性に関する提案書（様式9-5）
- ⑥利用者の利便性に関する提案書（様式9-6）
- ⑦運行経費明細書及び見積書（様式9-7、9-8）

提出書類は、日本産業規格「A4版」縦、両面を使用するものとする。横書き左綴じを基本とし、文字サイズは12ポイント以上、書体は明朝体とする。縦横余白は20ミリ、ページ番号を記載し、カラー印刷とする。様式9-7は日本産業規格「A3版」片面とし、文字サイズは指定しない。また、ロゴマークの使用を含め、会社名がわかるような記述をしないこと。提案書は提出後の差替え、追加はできないものとする。各提案書は7ページに示す提案項目詳細1つにつき1ページ以内でまとめること。各提案書の内容を補足するうえで必要に応じて任意の様式で補足資料を添付することができる。ただし、補足資料は提案書に関連する内容のものであり、提案書に代えることはできない。

(4) 記載上の留意事項

提案内容は仕様書の内容を踏まえ、佐野市生活路線バスの運行上、無理のないものとする。運行経費明細書（様式9-7）及び5年間の運行経費の平均値（様式9-8）の作成にあたっての記載上の留意事項は以下のとおりとする。

- ①令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の運行経費明細書（様式9-7）及び5年間の運行経費の平均値（様式9-8）を算出するものとし、消費税は含めないこと。ただし、車両に関する修繕料に関しては、日常的に行われる点検整備及び車検等の法定点検に係るものを含め、それ以外の緊急時の支出は含めない。また、ブロック2、3、4、5の予約センター運営に必要な経費は含めない。
- ②燃料費は資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査の令和元年7月1日時点の最新の単価をもとに、1日あたりの走行距離及び回送距離を見込み算出すること。区域運行の路線は以下の想定走行距離及び回送距離を見込むこと。

| | | | | | | |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 運行路線名 | 秋山線 | 仙波会沢線 | 野上線 | 飛駒線 | 赤見線 | フルーツ吾妻線 |
| 想定走行距離 | 262.8 km | 313.2 km | 255.6 km | 424.5 km | 143.1 km | 143.1 km |

11 提案書の審査結果の通知に関する事項

提案書を提出した者に関しては審査結果を書面により通知する。

運行事業者に選定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、市長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

①受付場所

〒327-8501 佐野市高砂町1番地 佐野市市民生活部交通生活課公共交通係
電話 0283-20-3014

②受付時間 午前8時30分から午後5時まで

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）以内に書面により行う。

12 協定締結に関する事項

(1) 運行事業者との協定締結

運行事業者の選定後、事業の仕様内容を協議し、仕様が整った段階で協定を締結する。この際に、当初示した仕様に変更が生じた場合は運行経費見積額が増減することがある。事故等によるやむを得ない事由により協定を締結できない場合は、次点者を運行事業者とする。

(2) 協定書作成の要否 要

(3) 協定の解約

協定締結後に、運行事業者が本募集要領に定める資格要件を満たしていないことが明らかになった場合及び運行上危険とされる場合、不誠実な対応があった場合は協定を解約することがある。

13 その他の留意事項

(1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び応募資格要件を満たさなかった者は、提案書を提出することができない。

(2) 提案書提出後、応募資格要件を満たさなくなった者は応募を無効とする。

(3) 提出された書類等に虚偽の記載がある者は無効とする。

(4) 見積書に記載した金額を訂正した者は応募を無効とする。

(5) 審査委員会によるプレゼンテーション及びヒアリング審査に欠席した又は遅れた者は応募を無効とする。

(6) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された参加表明書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。ただし、事務局は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書等の複製、記録及び保存等を行う。

(8) 本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとする。公表する内容は運行事業者の氏名及び住所、評価点数とする。

(9) 本要領に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定める。